

令和元年度南大隅町議会定例会 12月会議 会議録 (第2号)

招集年月日 平成31年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成31年 4月 2日 午前10時00分

開 議 令和元年 12月 13日 午前10時00分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	欠 席	13番 大村 明雄 君

欠席議員 9番 持留 秋男 君

会議録署名議員 : (8番) 大坪 満寿子 君 (10番) 大久保 孝司 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経 済 課 長	里 中 義 郎 君
副 町 長	白川 順二 君	教育振興課長	上大川 秋 広 君
教 育 長	山崎 洋一 君	税 務 課 長	上之園 健 三 君
総務課長	相羽 康徳 君	建 設 課 長	下 園 敬 二 君
支 所 長	新保 哲郎 君	町民保健課長	川 元 俊 朗 君
会計管理者	打越 昌子 君	総務課課長補佐	愛 甲 真 一 君
企 画 課 長	熊 之 細 等 君	総務課課長補佐	中之浦 伸 一 君
観 光 課 長	黒 木 秀 君	総務課主幹	山 里 真 奈 美 君
介護福祉課長	下 園 ひとみ 君	総務課財政係長	石 畑 光 紀 君

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和元年 12月 13日 午後 2時 55分

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

(議案上程、説明、質疑)

日程第 2 報告第 1 2 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 議案第 3 7 号 高性能林業機械 (グラップル) 購入契約の締結について議決を求める件

日程第 4 発議第 2 号 「議案第 3 7 号 高性能林業機械 (グラップル) 購入契約の締結について議決を求める件」に対する付帯決議

日程第 5 議案第 3 8 号 スクールバス購入契約の締結について議決を求める件

日程第 6 議案第 3 9 号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件

日程第 7 議案第 4 0 号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例制定の件

日程第 8 議案第 4 1 号 南大隅町水道事業給水条例制定の件

日程第 9 議案第 4 2 号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件

日程第 1 0 議案第 4 3 号 南大隅町簡易水道事業の上水道事業移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

(議案上程、説明)

日程第 1 1 議案第 4 4 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算 (第 7 号) について

日程第 1 2 議案第 4 5 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 1 3 議案第 4 6 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 1 4 議案第 4 7 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 1 5 議案第 4 8 号 令和元年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 1 6 議案第 4 9 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたのでご了承願います。

▼ 日程第1 一般質問

議長（大村明雄君）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

まず、木佐貫徳和君の発言を許します。

[議員 木佐貫 徳和 君 登壇]

1 1 番（木佐貫徳和君）

おはようございます。

令和元年も残すところ、わずかとなりました。

今年を振り返ってみますと、全国的に災害の多い年でありました。

被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

さて、町内を回ってみますと、空き家が目立ち、高齢者の独居世帯が多く、毎年人口が減り続けていく現状を見る中で、住みやすい地域のために町民の皆さんの要望は多種多様であります。

一人でも定住していただくための施策も必要だと感じております。

さて、通告いたしました質問の中で、伊座敷バイパスの件は、県議会で肝属郡区選出の鶴田県議が質問され、知事の答弁で発表があり、翌日の新聞等で供用開始日は報道されておりますが、私のあとの質問で関連がありますので、同じ質問をさせていただきます。

伊座敷トンネルについて。伊座敷トンネルの開通の予定は、いつ頃になるか伺います。旧道の引き渡しの条件として、どのような協定がされているのか伺います。

伊座敷商店街の歩道の要望はされているのか伺います。

薬局前の急カーブが危険であると感じるが、何か対策はできないか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

木佐貫議員の第1問第①項「伊座敷トンネルの開通の予定はいつ頃になるのか伺う。」と、第②項「旧道の引き渡しの条件として、どのような協定がされているのか伺う。」とのご質問でございますが、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

先週の12月6日の県議会本会議の一般質問に対して、三反園知事が伊座敷トンネルの来年3月22日の供用開始を公表したところでございます。

旧道の町への引き渡しの条件としましては、1、ロックシェットの定期点検に基づく断面修復などの修繕。2、路面の舗装補修並びに区画線の設置。3、除草。4、道路台帳の整

備、関係図書の引き継ぎ、以上の4項目を県で実施することとなっております。

旧道につきましては、平成29年9月議会におきまして、延長2,498mの町道伊座敷・浮津線として認定をいただいておりますので、伊座敷トンネル供用開始後、旧道部の補修等がなされ、県道の区域が解除された後は町で管理を行う予定でございます。

11番（木佐貫徳和君）

来年3月22日公表になっておりますけども、供用開始日がですね。Aコープ側は綺麗に舗装も終わっております。今、浮津側が舗装をされていらっしゃるんですけども、あと、どのような工事が残っているのか把握されていらっしゃるでしょうか。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（下園敬二君）

伊座敷トンネルの残工事でございますが、現在、トンネルの照明の設置工事、それからトンネルの非常用設備工事、それから、交通安全施設整備工事、区画線、標識等でございます。

これらの工事を進めているとの県からの回答でございました。

11番（木佐貫徳和君）

あと3ヶ月事故もなく安全に完了していただくことを祈っておりますけども、先ほど、引き渡しの条件として舗装等、伐採それらのことをしていただくということでございますけども、昨年、国道を通る時、鹿屋から伊座敷まで海が見える範囲で伐採がされておりました。

そういう引き渡しの時に、また再度海が見える伐採の要請はできないのか。或いは、落石防止のフェンスがあるんですけども、そのフェンスからカズラが垂れ下がって県は定期的に切っただいておりますけども、一ヶ月もしないうちにまた同じ状態になっているんですね。あれは裏の方に転石が落ちてきた時、クッション材として7、80cmの土砂が置いてあるんですね。だからそこから芝生を張ったものですから雑草が生えて、それが原因でカズラが生えているんですけども、そこまで要請してもらわないと引き継いだ時、もう大変だと思うんですね。

だから、そこまでの要請ができないか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

建設課長（下園敬二君）

県の方にはお願いはしているところでございますが、道路通行に支障となる範囲の伐採を行いますとの回答でございました。

11番（木佐貫徳和君）

だから、カズラが生えてきたら支障があるわけですので、そこを強く言っていただきたいと思います。

それから先程、ロックシェットの爆裂の所は、定期的な補修で、定期的な点検で悪いところは補修をするということでありましたけども、色んな工法でできております。

ロックキーパー。ロックキーパーというのはフェンスがしてあるのがロックキーパーです。

それから、ロックバリア。ロックバリアというのは、昨年、伊座敷より大きな石が落

ちてきたと思うんですが、あれがロックバリアの工法で、あれぐらいの石が落ちてくると持たないんですね。それで今、災害復旧工事でロックキーパーに復旧されております。

それから、ちょっと行った石走の所にロックバリアのところで、今工事をされていると思いますけれども、あれは雑草の中に大きな石があって多分、災害を受けていたと思うんです。それで気付かなくて、また再度、取り壊してやってらっしゃいますけれども、その転石が有るか無いかの点検をしてもらわないと引き継いだ時、町がしないといけなくなるんですね。だから、そこまでの点検は考えていらっしゃらないのか、問い合わせされてないでしょうか。

建設課長（下園敬二君）

危険箇所の点検については、県により平成 31 年 2 月に点検を実施しております。

ロックシェッドの補修を今後、実施する予定とのことをごさいますて、ロックキーパー等は点検の結果、問題なしとのことをごさいました。

1 1 番（木佐貫徳和君）

ちょうど今のトンネル、古いトンネルがあるところにちょっと 10m ぐらい手前に鉄筋が爆裂して国道が剥がれているところがあるんです。ロックシェッドのところ。だから、そういうところを補修されると思うんですけども、ずっと国道側は雑草で覆われて、多分落ちてきてると思うんですけど、分からないと思うんですね。ひょっとしたら大きな石でやっている所もあるかもしれませんので、再度、点検をお願いしたいと思います。

それからトンネル内には歩道がないというのはご存じだと思うんですけども、歩行者と自転車については、僕は旧道に誘導する看板かなんか作って、安全にこっちに通した方がいいと思うんですけど、そういう看板を設置する予定というのはないのでしょうか。

建設課長（下園敬二君）

トンネル内には歩道が無いということですが、トンネルにつきましては自動車専用道路ではなく歩行者、自転車の通行は可能でございます。

この為、旧道へ誘導する看板は設置はいたしません、注意喚起する看板は設置を検討しているというようなことをごさいました。

1 1 番（木佐貫徳和君）

それは自動車専用でないことは十分分かってるんですけども、県で出来ない時は職員の手作りでもいいと思いますので、是非こちらも通れますよというぐらいでいいと思いますので、そこは検討していただきたいと思います。

それから町道に引き継がれた場合、交付税の算定があると思うんですね。だいたいこれで約 2,500m ですね。交付税の算定で概算でいいんですけど、どの程度入る予定なんでしょうか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

交付税の算入額でございますけれども、町道におきましては町道の延長、それから面積において算入されることとなります。

今回の引き渡しに係る分の延長、それから面積から試算しますと、約 1 百 80 万程度が

交付税における基準財政需要額の方に算入されるということになります。

1 1 番（木佐貫徳和君）

1 百 80 万は管理費に私は使ってもいいと思うんですけども、引き継がれた場合ですね、今県では業者の方に年数回、伐採を依頼されていらっしゃるんですけども、シルバーでは高い所ができない部分があると思うんですね。ですので、新年度予算でここだけじゃないんですけども、少しはその業者の方に委託できる、そういう予算は計上できないでしょうか。

建設課長（下園敬二君）

来年度予算での検討をいたしたいと思います。

1 1 番（木佐貫徳和君）

通行車両が少なくなったからといって、管理が疎かになるといけないと思いますので、是非そこら辺は検討していただきたいと思います。

次、お願いいたします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第③項「伊座敷商店街の歩道の要望はされているのか伺う。」と、第④項「薬局前の急カーブが危険であると感じるが、何か対策はできないか伺う。」とのご質問でございますが、これも関連がありますので一括で答弁させていただきます。

伊座敷商店街の歩道設置については、機会あるごとに県へ要望しているところでございます。

平成 29 年 12 月議会におきましても、木佐貫議員からの同様の質問に対する答弁のとおり、現在も県の見解は移転補償などを含む工事費が多額になることや大隅縦貫道の整備を優先的に実施していくことなどから、現在のところは歩道の整備計画はないとの回答でございます。

また薬局前の急カーブについても、佐多岬への観光バスなどの通行もあり危険性は高いと認識しております。

今後の伊座敷トンネル開通後の利便性向上を鑑みますと、まずはこの急カーブの対策、またこれと併せて歩道設置を土木事業連絡会などを通じて、県へ強く要望して参りたいと考えております。

1 1 番（木佐貫徳和君）

J A スタンドの前から舗装が終わって、J A の支所前から私は昨日測りました。幅員が 2.5m で、延長が 45m、歩道は立派なのが出来ていました。あれはあのままずっと作ってもらえばそれで解決するんですけども、住民から、こっから先の歩道は出来んとかという声もよく聞かれるんです。まだ計画はないみたいですよという答えしかできないんですけども、私は先ほど町長が言われましたように、29 年の 12 月議会でも同じ質問をさせていただきました。

その時、商店街に 26 軒あり、住宅が 5 軒、商売をされている店が 10 軒ですね、空き店舗が 5 軒、空き家が 6 軒あるということをお答えされて、これらの方々の歩道設置についてのどのような考えか、アンケートを取って要望活動に繋げたいという町長の答弁があった

んですけども、アンケートを取られたんでしょうか。お尋ねいたします。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（下園敬二君）

歩道設置については、町としてその重要性を認識しておりますので、機会あるごとに県へ設置要望しているところでございます。

今後は伊座敷トンネルが開通した後の交通状況を踏まえた上で、更に、歩道設置の機運が高まればアンケート調査なども実施して、要望活動に繋げていきたいと考えております。

1 1 番（木佐貫徳和君）

要望活動には、何回も言いますけども、そこの地区の方々がどのように考えているのかというのが一番大切だと思うんですよ。

昨日の同僚議員の中でも空き店舗の事について質問がありましたけども、併せて、空き店舗のことをどのように考えていらっしゃるのかというのをアンケートも一緒に取れば貸してもいいよと、それから誰でも使っていいよというのもいらっしゃるかもしれないので、そこら辺もですね、しっかりアンケートを取っていただきたいと思います。

これも同じ質問をしましたが、買い物をされた方は側溝の上を歩道代わりに今歩いていらっしゃるんですね。側溝の蓋にまだプランターが置いてあるんです。すぐ撤去しますということでありましたけども、これもしてありませんので、もう答弁はいいですけど、すぐ撤去をしていただきたいと思います。

それからもう1点。帰りに車じゃなくて歩いて帰ってみて下さい。あのAコープまで。側溝の上に、私も気付いたんですけど、側溝の上に交通安全標識がいっぱい立ってるんです。人が歩く時はそこを避けて車道に行かないと通れないんですね。だからそこをですね、関係機関と協議はできないでしょうか。そこをどうにか個人の家を立ててもらおうとかですね、歩道代わりにならないわけですよ、それがあると。どうでしょうか。

建設課長（下園敬二君）

現場状況を把握しまして、必要であれば県の方へまた要望してまいりたいと思います。

1 1 番（木佐貫徳和君）

交通安全標識が交通を妨げているというのは、本末転倒だと私は思うんですね。だから、そこら辺はしっかり対応をしていただきたいと思います。

次に佐多診療所で診察された方が、薬の処方箋を持って医師住宅の前を、歩道の上を通過して薬局に行かれる時、薬局の前で斜め横断をされて、非常に危険だと私は思うんです。

そこで診療所で薬の処方箋をやられる時、周知をされるか、診療所の前で横断歩道を作ってもらって、向こうの石蔵の所に歩道がありますから、あっちに渡ってもらって横断歩道を渡ってもらうという方法、その周知はできないでしょうか。

町長（森田俊彦君）

佐多支所長に答弁させます。

支所長（新保哲郎君）

今、議員のおっしゃる部分でありますけども、本当にカーブの横断は大変危険だと思っております。

今の考え方といたしましては、一応診察に来られた方々には、面する道路とは反対側の郵便局のある通りを下っていただきまして、国道沿いの商店前の横断歩道を渡って薬局に行かれるように周知を今の段階では努めてまいりたいと考えております。

1 1 番（木佐貫徳和君）

そこら辺は、診療所の方に周知をいただきまして斜め横断をしないようお願いしたいと思えます。

先程、急カーブの対策を言われたんですけど、急カーブの前で、ちょうど急カーブに入るところで営業をされてた方が最近辞められたんです。それで、その隣りに倉庫もあるんですけども、そこがもしなければ大型バスなんかの通行が、少しでも先が見えるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の対策を県に要望はできないでしょうか。

要するに急カーブだけ先に何らかの対策をして欲しいという要望はできないでしょうか。

町長（森田俊彦君）

現状のところはよく理解しております。

議員も一生懸命そちらの方々ともご協議されているというようなこともお聞きしておりますし、地域の方々も非常に協力的であるなというようなこともお聞きしております。

県の方にも今後、要望活動をする上でも地域住民もそうやって協力的になっているということを付け加えまして要望をしていきたいというふうに思っております。

1 1 番（木佐貫徳和君）

その店をやられた人と所有者は別な人で所有者は私が知っていた人ですので、一応意向を聞いてみたんです。そしたら協力は惜しまないと。要するに取り壊してもいいよという考えでありましたので、そこら辺は県に強く要望していただきたいと思えます。通ってみれば分かりますけど、後から通行していると、この大型バスと大型ダンプというのはセンターラインを超えて曲がって行くんです。向こうで乗用車は止まっています。ですので非常に危険だというのはもう認識されていらっしゃると思えますので、そこら辺を先にこの急カーブの対策をしていただきたいと思えます。

ちょっと早いですけど、以上で私の質問を終わりたいと思えます。

議長（大村明雄君）

次に、後藤道子さんの発言を許します。

[議員 後藤 道子 さん 登壇]

5 番（後藤道子さん）

令和元年も残すところ2週間余りとなりました。

時の流れの速さを感じます。

私は初めての一般質問の場で次のような事を述べました。

本町にとりまして、少子高齢化の波がこれからも加速していくことは否めない状況であり、本町の実情にあった施策を進めていくべきであると考え、お年寄りや子育て世代の

方々より、有難い、南大隅町に住んで良かった、と言っていたような施策を展開できるよう、議員としての立場で要望等を町政に反映していく議会活動をしたいと考えますと述べたことを記憶しております。

今もその思いは変わりません。

時代も変化して、AI時代の訪れと共に社会も変化してきています。

変化に対応できる柔軟性と誠実さが行政にも求められていると思います。

昨年完成した多目的健康広場は多くの利用者から、有難いというご意見を頂き、各種大会やウォーキング、また親子連れでの利用者で、健康増進を目的に整備された施設として感謝されております。

施設環境の拡充として大会等の開催時に本部席となる中央あずま屋に電源が設置されていないため、利用者から電源コンセントの設置の要望があります。

また、面積も広く、夜のウォーキングなど夜間における防犯対策としての防犯灯の設置も必要ではないかと考えますが、前向きなご検討を望みます。

また、平成30年度12月会議の一般質問の中で、ICT活用による働き方の質問の答弁で、鹿児島県町村ICT、IoT利活用推進協議会を立ち上げ、先進事例の研修やICT、IoTを利用した、教育、福祉、産業育成、地域振興などの調査や推進を行っているとのことでした。

今回の一般質問におきまして、通告しましたとおり、3問5項について質問いたします。

まず1問目は、公園施設の整備について伺います。

現在、遊具の設置工事中のみなと公園のトイレ改修について、次に、多目的健康広場の環境整備について伺います。

2問目は、ブロンズ人材センターについて伺います。

設立されて3年目になりますが、期待された効果は出ているか、今後のあり方をどのように考えているか伺います。

3問目は、農業振興について伺います。スマート農業の現状と今後の課題について伺います。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

後藤議員の第1問第①項「みなと公園のトイレ改修について伺う。」とのご質問でございますが、みなと公園トイレにつきましては、昭和55年度、鹿児島県により町有地を活用して、根占港、港湾環境整備事業として整備され、平成17年度に公衆トイレの汲み取り・清掃の維持管理受託の覚書を締結しています。平成21年度には老朽化が激しくなった公園内トイレの水洗化を県へ要望しておりますが、実現せず、県の許可を得て国の交付金を利用し、町が水洗化の整備工事を行っています。公園内のトイレに関しましては鹿児島県の所有物件でございますので、トイレ改修につきましては、利用者の声を聴きながら県への改修要望や協議を行っていきたいと考えております。

5番（後藤道子さん）

今、町長の答弁の中で県が所有するということで、管理が南大隅町ということですのでよろしいんですね。

ということは、県が前回も水洗トイレにする場合にやっていただけなく町がやったとい

うことです。

私が今回トイレの改修についてということは今現在、みなと公園はグラウンドゴルフとか、子どもが親子連れで遊んだりとかですね、そういうのに非常にたくさんの方が利用している施設でもあって、せっかく平成 21 年度に水洗トイレにされて、女性トイレの方は和式と洋式の 2 つがあります。

男性トイレの方に和式のトイレしかないんです。そこを高齢者の方々が、今現在利用されてる方々が、洋式の方にできないだろうかという要望を私の方にもいただいたので、その件について、トイレ改修ということは今回質問させていただいているところで、どうかですね、利用されている高齢者の方々がどうしても足が痛くて、現在自宅の方もほとんどが洋式のトイレを利用されてるわけですので、利用者の立場に立って町がその辺りを早急にやるべきではないかと思うんですが、その辺りはどうでしょう。

町長（森田俊彦君）

観光課長に答弁させます。

観光課長（黒木秀君）

今、後藤議員のおっしゃるように、現在は公衆トイレにつきましても洋式への要望が大変多くなっておりますことから、一応、県の所有物件でございますので、県へ一応の協議はさせていただいて、可能ならば改修を行っていくような方向で考えていきたいと思えます。

5 番（後藤道子さん）

そのトイレを改修する場合に、だいたいどの位の予算が掛かるか、概算で結構です。

観光課長（黒木秀君）

改修の費用についてのご質問でございますが、正式な見積もりは徴取いたしていない状況でございますが、本年度ふれあいセンターの方で和式から洋式への改修をしておりますトイレ改修の実績は 21 万 6 千 6 百 48 円でございます。

便器の種類や、配水管工事等の違いによりまして正確な費用は申し上げられませんが、だいたいの目安にはなると思っているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

今だいたい 20 万から、今現在、水洗トイレにはしてあるのでその辺りの予算でどうにかなるような改修ではないかと思いますが、町として利用されてる町民が必要とされていることを早急にやる考えはないか、町長にお伺いします。

町長（森田俊彦君）

今ちょっと予算云々でどうこうということはずないんですけども、そんなに高くないなというふうな感覚は覚えるんですけども、洋式化という部分では確かに今必要なのかなというふうにも思っております。

この前、岬マラソンの時だったでしょうか子供がちょっと大きい方に行こうとした時に、和式だったらできないという事をお父さんに言ってらっしゃって、非常にショックを覚えた状況がございまして、やっぱりそういう時代なのかなというふうに考えた状況です。

先ほど答弁の中でもまた課長の方からもございましたように、県の施設でございますの

で、とりあえずは県の方にお話をし、できないものかということをお打診するというこ
と、そして、できないという状況の中で県の施設を町が勝手にやっていたのかというよう
な事もありますので、そこら辺をよく協議しながら前向きに進めていきたいというふう
に思っております。

5 番（後藤道子さん）

大変高齢者の方々がそれを望んでいらっしゃいますので、早急に県の方に要望を挙げて
対応をしていただきたいと思います。

次、お願いします。

教育長（山崎洋一君）

次に第②項「多目的健康広場の環境整備について伺う。」とのご質問でございますが、
南大隅町多目的健康広場につきましては、教育振興課で管理いたしております。

現在、グラウンドゴルフやウォーキング、子どもたちの遊び場として、多くの町民の
方々に利用して頂いております。

利用者が快適に利用できますよう日々管理に努めており、シルバー人材センターにトイ
レ清掃を1週間に1回、芝の状態を見て除草管理の委託を行っているところでございま
す。

5 番（後藤道子さん）

草払等、芝の手入れは大変よく出来ているというふうに感じております私も。

そこで、中央あずま屋の所に電源の設備がないということで、大会等、今、グラウンド
ゴルフの大会などが盛んに行われているんですが、その関係、大会関係者の方々が電源が
ない為に発電機などを持ってきて、自前でやるという形になってますので、早急にあずま
屋の方に電源の設置をお願いしたいと思いますが、そういうのは検討されてませんか。

教育長（山崎洋一君）

教育振興課長に答弁させます。

教育振興課長（上大川秋広君）

ただいま、あずま屋に電気の設備は出来ないかとのご質問でございますが、利用者より
要望がございますので、中央あずま屋で競技の集計作業に要するパソコン等が利用できる
よう電源の設置を計画しているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

電源設置と共に健康増進の為に夜のウォーキング等にも使われる場所には非常にいい、
広くて良い所だというふうに考えるんですが、今現在、夜は真っ暗な状態で大変防犯上でも
キセキの方からの入り口の所は死角になって危険な場所ではないかというふうに考える
んですが、その辺りのナイター設備ではなく、防犯のそういう灯りというのを電源と一緒に
設置をする考えはないか伺います。

教育振興課長（上大川秋広君）

施設内の防犯灯の設置は出来ないかとのご質問でございますが、夕方のウォーキング等
の利用もあります。近隣の建物もあり、夜間は人目に付きにくい場所もあるようでありま
すので、現地を調査しまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

5 番（後藤道子さん）

是非、令和2年度の当初予算の方に計上していただいて、早急に対応していただくように希望いたします。次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第2問第①項「設置されて期待された効果は出ているか伺う。」とのご質問でございますが、ブロンズ人材センターは、労働者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの等への就業機会を組織的に提供し、また移住定住を希望する方の居住や就業等に関する相談に総合的に対応することにより、人口減少の抑制に寄与することを目的に設置されております。

これまで、雇用面において就業が決定した事例もあるところでございます。

また移住定住面では、移住フェアで相談後、本町に家屋まで購入され定住されたケースもありますので、効果は出ているものと考えているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

今、ブロンズ人材センターは、60歳未満の方の臨時的な就業の確保を提供し、派遣事業も併せて実施をする。

移住希望者の住宅就業の支援もということなんですが、このお試し住宅とか移住定住などは企画課で対応はできないのかというふうに考えるんですが。

町長（森田俊彦君）

企画課長に答弁させます。

企画課長（熊之細等君）

お試し住宅とか企画課内で出来ないかということであると思っておりますけれども、以前は出来てすぐの頃は企画課でしておりました。

ただですね、移住フェアについてもブロンズ人材センターの移住に関することというような事をお願いしていますので、一連の流れを考えればスムーズな、移住して来られる方にとっては一連の流れの中で対応していく方がいいだろうということで、お試し住宅の管理についてもお願いをしているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

このブロンズ人材センターは今年で3年目になると思うんですけど、その3年目で、毎年1千万近くの予算をここに投じてるという現状ではあります。

私が勉強不足なのかもしれませんが、その中身的な、そういう動き的なものが町民に見えてはいないのではないかとというふうにちょっと考えるもんですから、今回一般質問をさせていただきました。

確かに、今、課長がおっしゃったお試し住宅なんかのそういうスムーズな事というのは分かります。

その他に、このブロンズ人材センターで行っている事業を少し教えていただけますか。

企画課長（熊之細等君）

ブロンズ人材センターの活動内容だと思いますけれども、町内の事業所及び個人経営者

等から臨時的かつ短期的な雇用の依頼があった時にマッチングをさせることや今言いましたとおり、移住フェアへの参加と移住定住を希望される方への総合的な相談やお試し住宅の管理、または規格外の農産物の付加価値を高める取り組みも現在行っているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

町内でのブロンズセンターに派遣の依頼とか短期的な就業の依頼は来ているんですか。

企画課長（熊之細等君）

本年度ですけれども、これまでに 13 事業所に紹介いたしまして、19 人が雇用の実績が短期的、一時的な実績があるところでございます。

5 番（後藤道子さん）

先ほど答弁の中で商品開発というようなことが出てきたんですが、この商品開発は観光課の方でもやられている事業と被るのではないかと思います、その辺りはどうですか。

企画課長（熊之細等君）

農産物の主に規格外を何とか商品化して今後の移住定住にも繋げないかというような事もございまして、今取り組んでいるものにつきましては、サツマイモのパウダー化、或いは、乾燥ヨモギ、辺塚だいだいの加工、イグリの活用、ゴーヤの活用等の検討をしていると聞いているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

それは商品化をされて販売出来るようなところまでいっているんですか。

企画課長（熊之細等君）

今のところ商品化の見込みがある部分につきましては、サツマイモのパウダーの部分ですけれども、来年の 1 月、近日中、1 月ぐらいには商品化して、なんたん市場で販売予定であるということで、現在では聞いているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

規格外商品に、規格外の農産物に対しては、観光課の方でも辺塚だいだいを搾ったりとか、それからタンカンとかのジュースとかもやっていらっしゃるんですが、その辺りと一緒にする方向性ではできないんですか。ブロンズ人材センターでそれをやるという。

私が言いたいことは、同じような事業を 2 つでやるのではなく一つに纏めてやれるんだったら簡素化にして、そっちの方がいいのではないかというふうに考えるもんですから、なぜ別々でその商品開発とかをされてるのかをちょっと伺いたいところです。

町長（森田俊彦君）

ブロンズ人材センターというものの、ちょっと生い立ちが違うのかなというふうに思っております。

役場の方で開発というのは、開発に対する補助という格好で出しております。観光の方はですね。ブロンズ人材センターの方では、実質的にそのものを作るという作業をやってまして、そして、その物自体が本当に商品化出来るかどうかということをやっています。

ところが、ブロンズ人材センターで商品を作って販売するという事は、まずないんで

す。誰かがやってもらうということを斡旋するお仕事なんで、実は、手の空いていらっしゃる方々の会員登録をされてる方々が自分たちの好きな時間にできる加工商品は何かということを見つけている最中かというふうに思っております。

通常このマッチングの話が出てきてそのまま雇用された方もいらっしゃるんですけども、自分たちがフリーな時間と相手側が望む時間帯が合わない方々が結構いらっしゃいまして、こういう方々がどっかにか集まって自分たちでこの事業を始めようということを今促すための、例えば企画開発ということなんです。

ですから、ブロンズ人材センターが会社になって人を雇用して生産をするということはありませんので、ちょっと意味合いが違うかというふうに思っています。

商工観光でやってる部分の企画開発という部分は、今いらっしゃる事業者の方々に補助事業として、こういう開発してみませんか、何かするんだったら補助事業ありますよというような仕組みになっていますので、ちょっと立場が違うというような状況です。

(「次を。」との声あり。)

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「今後のあり方をどのように考えているか伺う。」とのご質問でございますが、昨今、様々な職種において人手不足も言われておりますので、引き続き、就業機会のマッチングやPRに努め、移住フェア等に積極的に参加し、本町の良さをPRすると共に、移住者の就業支援も行ってまいります。

また東京農業大学と包括連携協定を締結しておりますので、農大生と協働で規格外農産物の付加価値を高める取り組みも支援していきたいと考えております。

5番（後藤道子さん）

今まで質問したのとちょっと被るようなところもあるんですが、今このブロンズ人材センターの正会員が67名、准会員が35名というふうになっているというふうに伺っております。

この正会員の年代別も20代、30代、40代、50代と、だいたい20代は若干少ないですが、30代から50代はほぼ20名前後の方々がいらっしゃると思いますが、こういう方がブロンズ人材センターに登録をされてるということは、日常の正規の仕事はできないけれども、パート的な部分で仕事ができるという方なので、この働き方改革の一部としてパート的に2時間とか、その方が働き安い時間帯をこの方々で一般の人手不足の解消のときに需要のあるところに時間ごとに派遣するというようなものの考え方でやると、こういう方々が67名もいらっしゃるのでもっと上手いくのではないかと思うのが1つと。あと、多分、子育て世代の方々に、仕事はしたいけれども子供がいるのでそれが出来ないというような事もあると思うんです。

今後は、このブロンズ人材センターは、子供がいても子供を連れて仕事ができるような、先ほど言いました商品開発の中でされているというのであれば、それは十分可能ではないかというふうに考えるんです。

だから、子供を連れて加工するような施設の所に集まって来るならば、子育てのみならず、同じような形にはなりますが、今、核家族が進んで色んな中で悩みも持っている若いお母さんたちが話ができ、そこで仕事もできてというような、そういうのを望んでいらっしゃるのではないかと思いますので、ブロンズ人材センターがそういう役割を担うと

ころという考え方はできないか伺います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

企画課長（熊之細等君）

ただいまの質問でございますけれども、今、正会員が67名、准会員が35名いらっしゃいます。

この准会員につきましては、包括協定連携を結んでおります東京農業大学の学生さんが准会員になっていただいております。

正会員67名の登録は今のところあるんですけども、目的が短期的な就労でありまして、本来の仕事を持ちながら休日に対応が可能な登録の方々が、今登録されているのかなというふうに思っております。

登録したからいつでもというわけにはいかなくて、そのマッチングがなかなか難しいのかなというふうに思っております。

もう1つ、子育て世帯の方々が同伴して加工をするなりという部分につきましては、ブロンズで人材センターで規格外の加工品をしているんですけども、1つ商品化になる部分もありますが、これを今後、大々的にブロンズがということではなくて、その作り方があったり、或いはレシピであったりというのを町内で誰かされる方がいらっしゃれば、そこにお示ししていく、提供していくというのが狙いですので、大々的に加工を拡大していくというのは、今のところは考えていないところでございます。

5番（後藤道子さん）

大々的に拡大するのではなく、そういうところで来ていただいた方が起業をする方向に行くのかもしれないし、また色々な面でそういう幅広い情報提供というか、そういう場を持つべきではないかというふうに考えたのでこういう提案をさせていただきました。

今後は、今、子育て世代で家にずっといる方もいらっしゃるのので、その辺りを町民保健課の方と連携を取りながら、そういう人たちに声かけをして、そういう方が外に出てくることによって、子育て世代のお母さん方のストレスの発散にもなるし、また、その中で虐待やら、そういうのもなくなる方向性でいくのではないかと思うので、このブロンズ人材センターだけということではなく、ここが発起人となって色々なところを、課を超えて、色々な連携をしてやっていただけたらなというふうに思いますので、その辺りを今後は希望しますので検討してみてください。

次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第3問第①項「スマート農業の現状と今後の課題について伺う。」とのご質問でございますが、本町におけるスマート農業の現状につきましては、農業分野におきまして、環境制御技術装置が3農場、国庫補助事業を活用した環境モニタリング機器が10農場導入されており、農作業の省力化や栽培環境データの把握等に寄与しております。

また、畜産分野におきましては、牛群管理システム等が19農場導入されており、牛の主要な行動を詳細に記録・測定することで、疾病兆候等を予見し、事故の防止に寄与している状況であります。

今後の課題につきましては、農業者等への理解促進や導入の判断材料となる費用対効果の検証、スマート機器を使いこなすためのサポート体制の構築などが必要であると考えております。

今後とも、関係機関、団体等との連携強化を図りながら、スマート農業の普及に努めてまいりたいと考えております。

5番（後藤道子さん）

本町の農業は小規模農業者が多くて、法人化の農業経営者は少ないです。

その中でスマート農業を進めるという場合に費用的な、先程もおっしゃいました費用対効果を考えると、皆がそれで楽になるからとか、色んな事業の中身的なものとか、圃場の土壌の管理とかそういうことも全てそういうので出来るというのは分かるんですが、実際やろうとする時に、小規模の農家の方が、実際それをやろうというふうにされるかどうかというのは疑問に思うんですが、その辺りを町としてはどのように考えていらっしゃいますか。

町長（森田俊彦君）

経済課長に答弁させます。

経済課長（里中義郎君）

今、議員がおっしゃいました本町におきましては、小規模な農家さんも多いのは確かでございます。

その小規模な農家さんに対しては、個人的に入れる場合は導入費用が掛かってしまう場合でありますけれども、スマート農業の推進につきましては、基本的に、それらを補うために地元の農協が主体となって、そのスマート機器を導入していただき貸し出すという方法が、基本的な対応としてはいいのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

5番（後藤道子さん）

JAが購入をして、貸出し利用するそういうのが今現在、話が進んでいるんですか。

経済課長（里中義郎君）

JAのスマート機器の導入でございますけれども、先日のですね、南大隅町農政協議会におきまして、馬鈴薯についてのドローンによる防除という話が出ておまして、その中で試験的に来期作から実施をしていくという計画が出ているところでございます。以上です。

5番（後藤道子さん）

そういうドローンでJAさんが購入をされて貸し出しをされるようなことになると大変助かると思うんですが、うちの南大隅町は、バレイショが、なんぐう馬鈴薯ということでブランド化になってますが、年々そうか病などで売り上げも少なくなっているのので、作る方が少なくなっているのが現状です。

そういうのも踏まえて各いろんな野菜部会とか馬鈴薯部会というようなのがありますが、これを法人化してそういうスマート農業を導入するというような方向性は検討できないですかね。難しいですか。

(「法人化というのは。」との声あり。)

5 番 (後藤道子さん)

部会を法人化するというのは。

経済課長 (里中義郎君)

農協の中にある例えば、ピーマンとかインゲンの部会などの部会を法人化するということとございますが、法人化につきましては、法人なりになった時の目的なり、事業内容なり、会員の賛同が得られるかとか、収益を上げる雇用をしたい、資金力を上げたいというような色んな目的があるわけですが、部会の方々につきましては、いわゆる個人事業者の集まりでございます。その一人、いわゆる一人殿様の人たちがですね、そういう組織にまず賛同するかその辺も含めてですね、部会がそういう法人化に皆さんが賛同し、法人を作っていくと。その法人化をする場合にはまた色んな課題がありまして、会計をどうするか、構成員をどうするか、事業をどうするかというような課題もありますけれども、それらがクリアできれば法人化というのは可能かなとは考えております。

ただ、今現状で、そのスマート機器を導入するに当たっての法人化という視点であるならば、特段その部会を法人化する必要性はなくて、任意組合でもできますので、そちらの方で補助事業等を活用していただければと考えております。

5 番 (後藤道子さん)

今後は、色んな情報機器で生活をするというようなことに今後 10 年、20 年先はなるというふうに考えます。

そういうふうなことであるならば、町として、小さい町だからこそ先にそういうのを導入した形で、皆さんが少しでも収益が上がるような方向性、また、この南大隅町で農業をやって良かったと思えるような、そういうのを行政が手助けしていく必要があるというふうに考えますので、その辺りは、専門である各担当、経済課の方で JA さんとも色々協議をされて、また部会の皆さんのご意見等も十分くみ上げて、良い方向性でしていけたらというふうに考えます。

また、このスマート農業の方で一番私がいいのではないかと考えたのは、馬鈴薯のそうか病が出てきてますので、このそうか病は土壌の分析をするとかなりいいのではないかとこのもありますので、その辺りもちょっと経済課の方で検討をしていただいて、十分そのそうか病対策をするとまた馬鈴薯を作る人たちも増えてくるのではないかとこのように考えます。

今後、私は町民が本当にこの町で暮らしてよかった、良いというのを実感できるようなそういう行政でありたいというふうに思って、町民の意見を私は行政の方にこういうふうな要望があるということも今後伝えていきたいというふうに考えます。

また、勉強不足な部分で分からないところも多々ありますが、一番は町民の為になるような事を行政でも検討してください。

これで、私の一般質問を終わります。

議長 (大村明雄君)

休憩します。

11 : 12
~
11 : 25

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、津崎淳子さんの発言を許します。

[議員 津崎 淳子 さん 登壇]

3番（津崎淳子さん）

昨年の12月の一般質問も最後で今年もまた最後に立つことになりました。
毎年その年の世相を漢字一文字で表す師走恒例の漢字が発表されました。
昨年は、災害の多い年で「災」でした。
自然災害の脅威を痛感した一年で、災害の経験から全国的にも防「災」意識が高まり、
多くの人々が自助、共助の大切さを再認識した年でした。
今年の漢字は「令」でした。
新元号の令和に新たな時代の希望を感じた人が多かったようです。
私にとっては、「絆」です。
人と人との繋がりを感じた一年でした。
皆さんは何の字を思い浮かべますか。
では、本題に入ります。

根占・佐多が合併する前の1980年（昭和55年）の人口は14,344人4,764世帯で、
2005年（平成17年）に根占と佐多が合併して、その時の人口が9,897人、4,305世帯で
2019年12月1日現在7,088人3,923世帯です。合併前と今年度と比べると7,256人減、
841世帯が減少しています。

人口減少と共に空き家も増えています。

空き家の定義は、国土交通省では、1年以上住んでいない、又は使われていない家のことを言います。

その判断基準として、人の出入りの有無や電気、ガス、水道の使用状況ないし、それらが使用可能な状態にあるか、物件の登記や所有者の住民票の内容、物件が適切に管理されているか、所有者の利用実績などが挙げられています。

全国的にも、平成25年に空き家が820万戸になり今後も人口減少により増加が予想されます。

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用への対応が必要という背景から、平成26年11月27日に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。町は、国の基本指針に即した、空き家対策計画の作成を平成30年3月に作成しました。

その中で、基本方針として、

- 1、管理不全な空き家等の発生抑制、
- 2、空き家の適正な管理の促進、
- 3、空き家等の有効活用の3項目を掲げています。

通告にもとづき、南大隅町空き家等対策計画の施策の現況と課題について質問をしま

す。

施策として、空き家・空き地バンクの登録制度がありますが、空き家・空き地バンクの利用状況を伺います。

次に、空き家・空き地を所有される方で利活用や売買の相談、家屋の生前贈与の相談など、空き家・空き地に関わる相談対応について伺います。

続いて、老朽危険な空き家や管理がなされていない空き家等にどのように対応されているのか伺います。

最後に、空き家の有効活用や適切な管理についての周知啓発がされているのか伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

津崎議員の第1問第①項「空き家・空き地バンクの利用状況を伺う。」とのご質問でございますが、町内に所在する空き家及び空き地の有効活用を通じて、移住定住促進による地域活性化を図るため、空き家・空き地バンクを設置しております。

空き家バンクの登録件数は、平成28年度、26件、平成29年度、17件、平成30年度、18件、令和元年度、16件の登録となっており、空き地バンクの登録件数は、令和元年度、1件の登録となっているところでございます。

3番（津崎淳子さん）

平成28年度空き家実態調査によると、空き家総数は1,276棟あるのに空き家・空き地バンクに登録している件数が少ないように思いますが、その理由をどのようにお考えでしょうか。

町長（森田俊彦君）

企画課長に答弁させます。

企画課長（熊之細等君）

実態調査の中でA、Bにランク分けされた軽微な補修、あるいは補修すると住める空き家が788棟報告をされています。

この棟数から考えますと、空き家バンクに登録されている件数は少ないと感じているところでございます。

（「その原因は何か。」との議長より声あり。）

企画課長（熊之細等君）

原因でございますけれども、1,276棟全体があるわけですけれども、なかなか自治会長を通じて周知をしたり、或いは関東、関西南大隅会、或いは県内の町人会等でもPRはしておりますけれども、まだ新しい物件もあるんですけれどもなかなか登録まで至ってない。また、色々な理由等から至ってないのかなというふうに思っております。

3番（津崎淳子さん）

私も色々な理由があるとやっぱり思います。

お聞きするんですけど年に数回帰るだけ、お墓参りに帰ったりとかするので空き家というかそのまま置いてるというのもありますし、他人に貸すことに抵抗があるという方とかもあるということもお聞きします。

それとあと、ずっと固定資産税を払い続けるのも解体する費用も負担で貰って欲しいという声もお聞きしたりします。

テレビ放送でゼロ円不動産という言葉が放送されてましたけど、自分には不要だが誰かに使ってもらえたらゼロ円でいいよというような方が結構いらっしゃって、その仲介というか経営コンサルタントの方がされてるのもお聞きしますが、確かに色々な要因が考えられますので、これから掘り起こしが必要ではないかなと思います。

空き家の実態を把握するため自治会から情報を収集して登録推進もしていただきたいと思います。

次に、空き家バンク、空き地バンクを登録することによって様々な補助支援制度がありますが利用されているのか。また実際に賃貸や売買の契約になった件数がどのくらいあるのかをお聞きしたいと思います。

企画課長（熊之細等君）

空き家バンクへの登録の事だと思えますけれども、28年度から空き家バンクに登録し、空き家の賃貸が成立した件数が55件、売買の成立件数が12件、空き家の改修が33件となっております。

これらについても空き家の改修補助金、或いは、新築、中古物件の補助金等も活用されて対応された方もいらっしゃると思います。

3番（津崎淳子さん）

28年度から元年度までの賃貸、売買合計件数を教えていただき、年度ごとのその前にお聞きしてたんですけど、件数、登録件数からすると、28年度が26件登録数が、賃貸売買で19件、29年度が登録件数が17件で、賃貸売買が20件、30年度が登録件数が18件、16件で、元年で登録数が16件で12件ということで、補助支援制度により賃貸や売買に効果が出ているように思いました。

次に、空き家、空き地バンクのホームページを閲覧すると登録状況一覧で家屋の写真がありますが、全体もあれば玄関だけのようない部分もあり、室内の写真もあつたり無かったり、掲載詳細を開くと空き家調査カードがありますが、家賃や間取りがなく、賃貸と売買の分類が一緒になって、借り手や購入した人から見ると探すにも選択するにも情報が不十分に思います。家賃は必須だと思います。改善する考えはないのでしょうか。

また、連絡と調整はできるが、交渉や契約はできないと記載がありますが、何で交渉、契約ができないのでしょうか。

企画課長（熊之細等君）

本町の空き家バンクにつきましては、当事者間での金額の交渉を基本としておりますので、登録者からの申し出があれば金額の表示等は掲載しております。

借り手から見れば金額、間取り等が一番必要な情報かなというふうには思っているところでございます。

金額、間取り等の掲載の承諾をですね、今後、お願いしていきたいというふうに思っております。

また、空き家バンクの開始からですね、様式等もちょっと変えておりませんので、今後は見やすい様式に改善はしていきたいと思っております。

また、契約、或いは金額の交渉についてはですね、役場は不動産の関係の免許がありませんので、そこはできないふうになっております。

空き家バンクについては、当事者間の中で交渉をしていただくというスタイルでございます。

3番（津崎淳子さん）

ホームページの方は、また改善していただくということで安心しました。

契約交渉の方なんですけど、なかなかその当事者間だけでやっぱしするという事は、これからトラブルとか出たりするんじゃないかなと思いますので、他市町村が不動産業者が入っているという事をお聞きしたんですけど、町内に不動産業者がいないという事で、もしこれからですね、移住希望者なり、地域おこし協力隊なり、宅地建物取引士の資格を持つ方を募集したりとか、他市町村と共同または連携で検討できないかなと思います。

では、次の②項をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「空き家・空き地に関わる相談対応について伺う。」とのご質問でございますが、平成30年3月に策定した南大隅町空き家等対策計画において、総合窓口は建設課となっております。

また、ワンストップ窓口として本年度4月にスタートしました子育て応援センター「みなまある」でも移住者支援等も含めて総合受付を行っております。

現状と致しましては、空き家の対策については、相談の内容に応じた担当の課がそれぞれ相談を受けているところでございます。

3番（津崎淳子さん）

相談窓口が建設課になっているという事で今回の質問に関する事業をお聞きすると、空き家バンク、空き地バンクの登録や空き地バンクの補助事業は、改修費の補助や家賃は企画課、家財撤去の補助は町民保健課、住み続ける住宅助成事業や空き家解体撤去事業は建設課と、空き家に関する相談や申請は色んな課になっています。

町民としては空き家に関する相談や申請をするのにどこに行けばいいのか、何ヶ所も各課を回らなければいけないのか、書類を取りに回って提出する時も、提出する時はまた回るのかと思えば気が遠くなると思います。

みなまあるという移住支援のノンストップ窓口もあるんですけど、空き家に関して、行政内で一括して空き家相談窓口というのは設置できないでしょうか。

そうすれば、空き家に関する相談や申請書類の提出も一括で行なえて、職員の各課への電話取り次ぎによる繁雑さもなくなると思います。

何より町民の方たちにとっても、ここに行けば分かる、相談に乗ってもらえるというのは、とても行きやすくなるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長（森田俊彦君）

ただいま答弁でも申し上げましたとおり、みなまあるが移住者の支援ということで、先ほど一括にできないかという問題点の部分なんですけども、それぞれの課が持っている補助事業の性格上、それを一つの課にちょっと纏めるといのは非常に酷な話かなというふうに思っております。

ただ、どこの課にこの事業があるという事を説明ができる課があればいいというふうに我々も思っております、みなまあるでそれが一括して今受けられるようになっております。

試しにご相談に行かれると分かるかと思うんですけども、ただ、そこでお聞き取りをしてその事業の性格上、例えば、空き家を改修して貸すのか、もしくは売りたいのか、それで性格が分かりますので、その時に初めてその課を紹介するなり、担当課の方が来ていただいて説明していただくという仕組みになっておりますので、住民の方が行くのはみなまあるでもいいですし、多分建設課でも大丈夫です。そちらに来ていただくとそちらの方から説明が、あなたのこの性格的にはこちらの事業を使われた方がいいですよということの説明があるかと思っておりますので、課を全部こちらの一緒くたすということはちょっと難しいかと思っておりますが、今そのような格好でワンストップ窓口を設置しております。

それと、サポート体制の部分では移住者の場合だと、先ほども答弁で申し上げましたとおり、ブロンズ人材センターがお試し住宅からあとを追っかけていって、こういう事業がありますよというような話も移住者に関してはそういうふうにしてサポートしておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

3番（津崎淳子さん）

みなまあるがまとめ役というのは分かるんですけど、そのみなまあるが空き家相談窓口の一步手前というか、いうのを周知なりがまだ伝わって、そういうのがあればいいと思っておりますけど、各課のを一緒に一つにするというのができないという事なんですけど、私としては銀行とかそういうふうなコンシェルジュみたいな役割で、総合窓口というのが各課の書類とかそういうのを一つの所で1ヶ所の所であって、これはこういう感じですよと先ほど言われたみたいに、事前の説明とか書類とか、そういう渡したりとかするような窓口みたいな感じでされれば、そこに行って、まず、これから自分はどうすればいいのかという、分かるような窓口を。

みなまあるも町民保健課の課長にお聞きしましたが、たくさんの方が来られている事をお聞きしたんです。移住の方とか、子ども子育ての方とかというのが分かるんですけど、みなまあるというのが空き家に対してのというのが分かる程まだ周知がそこにいってないと思うんですよ。

先ほど言ったみたいに、コンシェルジュみたいな役割でそういう窓口、総合窓口という形で置いていただいて、そこにできれば経験豊富な定年退職された再雇用された役場職員の方、ほとんど課を回られてますよね。大体のおおよその事は分かると思うので、周知、また町民の方にとっては安心だし聞きやすいかなと思うんですけど。

それと、総合窓口があることに外部への機関とかにも連絡調整とかもそこでしていただければ、各課の職員も自分の各課のその仕事の方に集中できて電話取り次ぎによる繁雑さもなくなって、仕事の効率も能率もあがると思うので挙げたところでしたので、できたらご検討していただけたらと思っております。

町長（森田俊彦君）

一応、今ご要望という格好なんだろうと思うんですけども、とりあえず総合窓口は1階のフロアに職員が1人テーブル出しておりますので、とりあえずはそちらに、何も分からない方が入って来られた時には午前中であれば職員が毎日総合窓口にて座っておりますので、その方にご相談いただければ、まず案内をしてくれるという仕組みになっておりますので、まずはご相談いただければいいのかなというふうに思っております。

3番（津崎淳子さん）

私としては、空き家相談総合窓口という看板というか、それがあれば皆さんもここに行けるというのが分かるので、是非ご検討ください。

次をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第③項「老朽危険な空き家・管理がなされていない空き家等にどのように対応されているのか伺う。」とのご質問でございますが、南大隅町空き家等対策計画を策定後、現在までに空き家に関して住民の方や各自治会長より相談をいただいております。

相談を受けた場合、不動産登記情報や固定資産税課税状況、相続等が発生している場合には戸籍情報まで調査し所有者を把握しております。

所有者の方が町内の方であれば、直接面談を行い適切な管理のお願いをしており、町外の方であれば、現在の家屋状況写真・空き家解体の補助事業のご案内・適切な管理をいただく旨の文書を同封しお送りしております。

3番（津崎淳子さん）

ある地域で家屋が倒壊されているのを自治会からの連絡で分かり、道路に面してて通行に危ないということで建設課の方が所有者に連絡を取られて対処されていることをお聞きしました。

行政が全体を把握するのはやはり難しいと思うので、自治会と連携を取って、把握や対処を引き続き行なっていただきたいと思います。

空き家を放置していると色々なリスクが潜んでいます。景観悪化など地域への悪影響という側面から見ると、雑草や庭木に害虫が発生する原因になったり、伸びて隣家に侵入したり、老朽化した家屋が倒壊したら通行者にケガをさせたりすると空き家の所有者の責任となり、損害賠償を問われる可能性があります。また野生の動物が住みついたり、ゴミの不法投棄をされたりして不衛生な環境が発生します。

次に、犯罪の温床となる側面から見ると、ホームレスや犯罪者などの不法侵入や不法占拠、粗大ゴミなどの不法投棄や放火の原因にもなるという問題です。

次に、人口が減少して住宅の需要が減っていく中、空き家が増える一方で、供給が減らないと住宅自体の価値が下がってしまうという問題が上がってきます。

色々なリスクを述べましたが、空き家をそのまま放置しているとそのようなリスクが起るかもしれません。そうならない為に1つの手段として前回、南大隅町空き家対策計画を策定する際に実態調査を行い、目視による損傷具合、補修費用、倒壊の恐れを判断指標にA、B、C、D、Eと5段階評価を出されました。

Aは軽度の伐採や傷の補修など軽微の補修。

Bは補修をして住める状況。

Cは補修をして住めるが範囲が広く金額が大きくなり過ぎる。

CとDは近いうちに3年以内に倒壊の恐れがあり、DとEは仮に倒壊した場合、家屋や道路に影響を及ぼさないかという判定を出しています。

また、この空き家所有者の意向調査で1,196票配付して、回収が675票されました。その評価判定を見て、空き家を今後どうすべきかの判断材料になると思いますが、その意向調査に回答された方たちに判定結果を送られましたか。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（下園敬二君）

アンケートの結果、所有者の意向をある程度把握できたと考えております。

建物の判定結果の通知でございますが、判定結果によっては不快に思われる方もいらっしゃるということを鑑み、個人ごとの通知は致しておりません。

3番（津崎淳子さん）

回答して下さった方は所有の空き家があつて考えているから各質問に答えていただけたのかなとかと思うんですけど、不快に確かになる方もいらっしゃるかもしれませんが、空き家をどうしたらいいか分からない方にとっては判断目安になると思うんです。そして、判定結果と空き家、空き地バンクの登録や危険な空き家に対しての補助制度の資料を合わせて送付しては如何なものでしょうか。

（「もう一度お願いします」との声あり。）

3番（津崎淳子さん）

配布して回収が 675 票あつて、その回収した方たち 675 人に対してその判定結果を空き家バンクとかのそういう利活用できるような補助制度という資料と一緒に判定結果を送付する事はできないんでしょうかという事をお聞きしたんですが。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

1 1 : 4 2
~
1 1 : 4 2

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長（下園敬二君）

アンケートにお答えいただいた方々に通知ということは、今のところ考えておりません。

3番（津崎淳子さん）

私ならその結果を参考に、空き家バンク、空き地バンクの登録や町の補助制度を知って空き家をどうするべきか改めて考えるきっかけになるかなと思うんですけど、では希望する方、申し出た方にはいただけるんでしょうか。

建設課長（下園敬二君）

希望される方にはお示しするのは可能だと考えております。

3番（津崎淳子さん）

では、そのようにしていただけたらと思います。

家は持ち主にとって本当に大切な財産です。

昔は2世帯、3世帯家族が住み引き継いでましたが、就職を町外、県外にしたり、核家族化し、生活基盤が別になり住み継ぐ家が少なくなり、また所有者が介護施設に入所したり子供の家に同居することによって使ってきた家が必要なくなり空き家が増えています。

老朽危険な空き家を取り壊さない理由として、相続問題や取り壊す費用の問題、固定資産税の問題などが挙げられると思います。その中で、取り壊す費用がネックになっていると思います。

現在、町では危険な空き家に対して解体費用の30%、上限30万円までを助成する制度があり、今回の補正予算でも計上されていますが、今までの補助制度を使って解体された費用で平屋木造住宅で90万から100万ぐらい掛かっているとお聞きしました。町民から、もう少し補助を上げてもらえないだろうか、解体する費用が高い、厳しいとの声を聞きます。また意向調査でも住宅解体する費用次第で考えているというのが61件答えられています。この30万という金額を上げられるという事の検討はできないでしょうか。

町長（森田俊彦君）

先程来、お話しを申し上げている状況の中では、3年ほど前から県外、関東、関西並びに鹿児島の方の本町もともと縁のある方々の所でお話を、いつもこの空き家の話をしております。

最近は、空き地の話もします。

さっきの質問がございました空き店舗の話もしてはるんですけども、空き地の所の話で今回は空き地バンクを作りました。その背景には、実はこの撤去しなければならないような家屋のことにしてお話をしております。できれば、うちの補助事業を利用し、先ほどの30万という話があったんですけども、中の家財の撤去費用にも町は補助をしております。ですから、家屋の中から撤去する方も出ることは出るんですけども、ただ、この家屋自体を撤去する状況の中で、先ほど議員がおっしゃられる、お金が無いという状況のことを言われたんですけども、我々が手法としてですね、空き地バンクに先に登録してくださいと、買い手がついて、その空き地を買われるお金で撤去していただけないだろうかということをお勧めしております。そうすることによって、本人の持ち主さんの手出しがなくなって、土地は手放さなければならないかもしれませんが、家屋撤去費用を普通であれば更地にして空き地を販売されるのが本当でありますけれども、うちの場合は相対で話をされますんで、そういう状況もできるかというふうに思っております。ですので、廃屋になりそうな家の所は空き地バンクに登録していただければ、ここが最終的に更地になった時に欲しいという方がいらっしゃって買っていただいたら、その費用で家屋を撤去していただくというのが一番スムーズにいくのではなかろうかなというふうにも思っております。

それと、数年前、また法案等で固定資産税の見直し等が今なされておりますし、今回また売買に関しまして、定額での売買取引の場合に控除額ができ上がっておる法案等が通っておりますので、ここ数年の間にこれが加速度的に進むのではなかろうかなというふうなことで我々もそういう情報発信を今後続けていきたいかなというふうにも思っております。

3番（津崎淳子さん）

今のその空き地バンクの方の利用をしていただきたいということ、そちらの方をもう少し町民に前面に分かりやすく出していただきたいなと思います。

固定資産税のことを今、町長が述べられたんですけど、マスコミ報道で更地にすると固定資産税が6倍になると言われていますが、実際はどうなのでしょう。

また、税の仕組みになって、税の仕組みがどうなっているのか教えていただければと思います。

町長（森田俊彦君）

税務課長に答弁させます。

税務課長（上之園健三君）

税制度に関する内容でございますので少々長くなるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思いますが、宅地に係る固定資産税につきましては、地方税法の349条3の2におきまして、200平米以下を小規模住宅用地として評価額の6分の1、それ以上につきましては、家屋の床面積の10倍までを一般住宅用地として評価額の3分の1を軽減し、その合計額を課税標準額として、税率より100分の1.4を乗じて算出することとされており、

（「ちょっとゆっくり言って。」との議長より声あり。）

税務課長（上之園健三君）

申しわけございません。

ご質問は、その空き家を取り壊すと宅地に係る固定資産税が6倍になるのかという内容かと思えますけれども、固定資産税は、土地の面積と評価額、家屋の評価により算出いたしますので、家屋の取り壊しで一様に6倍になるというものではございません。

実際に例を調べましたところ、平成30年中に取り壊しをされた件数が14件ございますが、このうち10件が減額、今年度におきましても9件ございますけれども、そのうち8件が減額になっている現状でございます。

一般的な考え方としまして、比較的評価の高い土地に評価の低い家屋が建っているものを取り壊しをされた場合に、課税が固定資産税が上がるようでございます。

税額が上がるか上がらないかはケースバイケースでございますので、取り壊しをされる前にご相談をいただきたいというふうに思っておりますが、またこの6倍になるという考え方でございますけれども、法の349条3の2では、もっぱら、人の居住の用に供する家屋、及び、その敷地の用に供する土地という定義がございます。

家を取り壊すことによりまして、この定義から外れることとなり、6分の1の軽減が解除されるという考え方でございまして、雑種地や駐車場、また、その他の地目と同様に、土地本来の評価額に戻すという考え方が本来であろうと解釈されているところであります。

しかしながら、宅地につきましては、他の地目と比較いたしまして単価が高こうございますので、税負担の軽減をするという観点から、その評価額の70%を課税標準額としているところでございます。

不動産の方の試算によりましては6倍ではなくて、最大4.2倍という評価をされてる不動産の方もいらっしゃると思いますが、そういう状況でございます。

また併せて、空き家の特別措置法に規定いたします特定空き家に指定された場合も、同様の要件が解除されるということでございますので、6分の1軽減を解く、解除するということになってございます。

更に、税の軽減措置としまして、所得税法におきましても、空き家の発生を抑制するための特別措置といたしまして、相続をされる場合ですが、被相続人が居住の用に供してした家屋を相続した場合、当該家屋及び土地の譲渡所得から3千万円を控除するという特別

控除もございますので、併せて答弁させていただきます。

また、本日の新聞等でもございましたが、先ほど町長が答弁でございましたが、空き地に係る税の軽減制度も来年度の税制改正に込められているようでございますので、改正に従って処理するということになると思いますので、よろしく願いいたします。

3番（津崎淳子さん）

私もマスコミ報道とかで更地にすると固定資産税が高くなると思っててなかなか、考え思ってたんですけど、実際に税務課長からお話を聞いて、ケースバイケースで、用地の面積や土地、建物の評価額とか、その他の色んな要件によって同額の場合もあるし低くなる事もある。先ほど、こんなに低くなるケースがあるというのも意外でビックリしました。税務課長が今色んな事を詳しく説明していただいたんですけど、町民の方もやっぱりそういうふうに思っている方が多々多いと思います。

まだ本当に町民の方たちも私と同じような知らない方が多いと思うので、是非、税務課に相談に来ていただけるように、また、分からない方は周知していただけたらと思いますし、この固定資産税の正しい知識って、なかなか難しいと思うんです。税の仕組みを読むのは。それをもう少し分かりやすく今みたいな感じで、分かりやすいような説明書かリーフレットみたいなのか、又は広報の4コマ漫画みたいなので掲載していただけたらなと思います。

正しい知識を得ることで、また危険家屋の取り壊しに踏み切れない人には後押しになるかもしれないと思いますので。

では、次の④項をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第④項「空き家の有効活用や適切な管理についての周知啓発がされているのか伺う。」とのご質問でございますが、空き家の有効活用と適切な管理について、自治会長会で空き家バンクへの登録と、空き家の解体撤去補助制度の自治会内への周知をお願いし、また、関東南大隅会をはじめとする町人会や、ホームページでも周知に努めているところでございます。

3番（津崎淳子さん）

色んな所で周知をされているということで、町の広報誌でも制度の解説を4コマ漫画で毎月掲載されてて、分かりやすくして毎回楽しみにしているんですけど、町民の人にこういう補助があるんだよと言っても、知らなかったとかって全部読んでいないんだな思ったり、広報誌を紛失したり、どこへ載ってたかを見落としたりとかしてたり補助制度を知らない方も結構いると思うんです。

前回、空き家セミナーに参加して1市4町で、危険空き家及び空き家バンクの補助制度を明記した資料を配布されたんですけど、これなんですけど、すごくぱっと見でも分かりやすいなと思って、うちでもうちの空き家バンク、空き地バンクの登録の説明や危険家屋及び空き家バンク支援の補助制度など一覧に纏めたものを町民に作成して配布できないでしょうか。

町長（森田俊彦君）

ありがとうございます。

我々も広報誌等で一生懸命やる中で、先ほど議員もおっしゃったように対外的に話を聞いてみると4コマ漫画で分かったというふうに言われるので、もっとやっぱり分かりやすく説明する材料を作らなければならないなということは痛感しております。それをちょっとまた参考にさせていただきまして、今後の資料として我々も作っていきたいと思っております。

3番（津崎淳子さん）

できればその一覧表を作ってください、先ほど固定資産税のことについて税務課長に説明していただいたんですけど、分かりやすくもうちょっと簡単に書いたような文書と一緒に毎年、年に一度、納税書を各方に送られると思うんですけど、それに伴わせて、空き家、空き地バンクの登録制度、補助制度のその一覧と、固定資産税も人によってはケースバイケースによっては下がるんですよ、同なじ、変わらないんですよというような文書を伴わせて発送するということがいかがでしょうか。

町長（森田俊彦君）

税務課長に答弁させます。

税務課長（上之園健三君）

現在も納税通知書の中には一部、制度というか税制なんですけれども記載してございますが、もう少し議員指摘のように分かりやすく編成したもので善処したいと考えますのでよろしくお願いします。

3番（津崎淳子さん）

是非、取り入れていただきたいなと思います。

それによって納税証明書を見ながらこういうのもあるんだなと、空き家、空き地バンク登録、またそういう考える一手段になるかと思います。

最後に、空き家は増えてきてますけど、それを安易に取り壊して更地にすればよいとは私は思ってません。

空き家になっている期間が長くなれば家は傷み、老朽化し危険空き家となってしまいます。そうならない為に空き家期間を短くすることだと思ってます。

所有者にとっては土地家屋は財産ですが、相続した人にとって負の財産にならないようにするため、所有者が居住している時は住み続ける住宅助成事業などを活用して補修をして、空き家になったときは早く、相続者がいずれ住むのか、貸すのか、売するのか決断する目安に空き家、空き地バンクの登録や補助制度を知っていただき利活用していただく。そうすれば危険空き家にならず、取り壊すこともありません。

家の寿命を延ばし、家が活かされ、引き継がれる事を願い質問しました。

これで私の質問は終わります。

議長（大村明雄君）

これで一般質問を終わります。

休憩します。

12:00
～
13:00

(12:40～13:00 全員協議会)

▼ 日程第2 報告第12号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第2 報告第12号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

報告第12号は、令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてであります。

本件は、11月24日に発生した落雷による防災行政無線の故障復旧の為、早急に修繕の必要が生じたことから、町長の専決処分事項の指定についての第6号の規定に基づき、去る11月25日に専決処分したものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8百20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7千8百62万6千円としたものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第3 議案第37号 高性能林業機械（グラップル）購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第37号 高性能林業機械（グラップル）購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 37 号は、高性能林業機械（グラップル）購入契約の締結について追認の議決を求める件であります。

本件は、平成 30 年度 12 月補正予算で農林水産業費の林業振興費に計上し、予算の議決をいただいた事業でございます。

南大隅町中間土場の整備に伴い、管理運営に必要な機械を購入するために、平成 31 年 1 月 15 日に入札を執行し、同年 1 月 16 日に落札業者と契約を締結したところでございます。

本来でありますと、本件は予定価格が 7 百万円以上となる契約のため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、議会の議決を得るべき財産の取得に該当していただいておりますが、大変遺憾ながら、議会の議決を経ずに契約を締結したものでございます。

このため、本契約を平成 31 年 1 月 16 日に遡及して有効とすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、改めて議会の議決を得ようとするものであります。

法令に基づく行政を推進する立場にありながら、こうした事態を招いてしまいましたことは、誠に申し訳なく深くお詫びを申し上げます。

今後こうしたことが二度と繰り返されないように、再発防止に万全を期してまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 37 号は、南大隅町中間土場の整備に伴い、高性能林業機械（グラップル）を購入したものであります。

- 1 契約の目的は、高性能林業機械（グラップル）購入。
- 2 契約の方法は、指名競争入札。
- 3 契約の金額は、1 千 63 万 8 千円。
- 4 契約の相手方は、熊本県球磨郡錦町一武字今別府 2809
株式会社 豊田工業所 人吉営業所
取締役所長 村田一美と契約を締結したものであります。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

6 番（水谷俊一君）

今回、追認議案というふうになったわけですが、あまり今後、今後と言いますか、起こってはならない事だというふうにも考えます。

そこで、この契約書に町長印が押されるまでに何人の方が捺印されてるか。要するに、何人の方がチェックされた上で契約書に町長印が押されたのか。

またその部署、役職等も含めてお伺いいたします。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

経済課長（里中義郎君）

ただいま議員のご質問にありました捺印の件ですけれども、担当係長、課長補佐、主管課長、総務課長、副町長、町長の6名でございます。

以上です。

6番（水谷俊一君）

本当、昔からお役所仕事と言われるほど細かく、要するにチェック体制は出来てたわけですね。

体制云々ではなくて、やはりそれが機能してなかったというところ、コンプライアンスの意識の低さだというふうに思います。

最近、企業のコンプライアンスも言われますけれども、行政としてまず基本になるこのコンプライアンスの徹底ということが非常に重要になろうかと思いますが、今後の対応策を考えて、町長のこのコンプライアンスを職員に徹底するということに対する意見をお伺いしたいというふうに思います。

町長（森田俊彦君）

議員おっしゃるとおりだと私も非常にこの件につきましては痛感しております。

基本中の基本じゃないかということでございますし、私も含めて非常にこの甘さがあったかなというふうに思っています。

これに関しましては、今からのこともありますけれども、今既にもう取り行なってる事もありますので、総務課長の方から答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

私も決裁を行なった1人としまして、非常に深く反省をしているところでございます。今回の再発防止の部分でございますけれども、既に起案書を作成する時の執行調書に議会の議決を「要する」「要しない」の表示が出力されるように改善をいたしました。

今後は、法令遵守を目的とした職員研修の実施により職員全体のレベルアップを図るとともに、複数人における決済体制の構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

（「はい。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 37 号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件は、提案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 37 号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼日程第 4 発議第 2 号 「議案第 37 号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件」に対する付帯決議

議長（大村明雄君）

日程第 4 発議第 2 号 議案第 37 号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件に対する付帯決議を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

〔 議員 大久保 孝司 君 登壇 〕

10 番（大久保孝司君）

ただいま議題となりました、議案第 37 号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件に対する付帯決議につきまして、案文の朗読により趣旨の説明とさせていただきます。

議案第 37 号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件に対する付帯決議 案。

令和元年度南大隅町議会定例会 12 月会議に提案された、議案第 37 号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件は、法令等に定められた議会の議決を得なければならない事件であったにもかかわらず、これを怠り、議会の議決を得ることなく購入したものである。つまり、法令等に違反して既に締結した購入契約について、議会に対して追認を求めるものである。

議会への追認を求めるこのような事態は、契約の相手方及び高性能林業機械（グループ）を実際に使用することとなる中間土場の指定管理を受託した森林組合に不安や混乱を

与えるとともに、二元代表制の一翼を担う議会を軽視した由々しき事態といえる。

今回の件は、事務執行にあたる個々の職員はもとより、組織全体としても慎重さに欠けた、不十分なチェック体制が招いた結果であり、過去の事案から得られた教訓が活かされておらず、これまでの取り組みに疑問を抱かざるを得ない。

よって、執行部においては、今後再びこのような事態を起こさないために、以下の諸点に留意し適正適切な事務執行に努めるよう強く求める。

1、事務執行にあたっては、関係法令を遵守し、常に細心の注意をもってあたること。

2、事務執行にあたってのマニュアルやチェックシート等を整備し、瑕疵が発生しない環境を整備すること。

3、事務の執行にあたっては、常に複数人でチェックし、ミスが発生しない執行体制を整備すること。

4、事務を決裁するにあたっては、疑念の目をもって慎重にことにあたること。

以上、決議する。

令和元年12月13日 南大隅町議会

以上であります。

議員各位のご賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号 議案第37号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件に対する附帯決議を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号 議案第37号 高性能林業機械（グループ）購入契約の締結について議決を求める件に対する附帯決議は、提案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、発議第2号 議案第37号 高性能林業機械（グラップル）購入契約の締結について議決を求める件に対する附帯決議は、提案のとおり可決されました。

休憩します。

13 : 15
～
13 : 15

（地方自治法 第117条 議員の除斥 浪瀬敦郎君 退場）

▼日程第5 議案第38号 スクールバス購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第38号 スクールバス購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第38号は、スクールバス購入契約の締結について議決を求める件についてであります。

本件は、スクールバス購入契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的は、スクールバス購入2台。
- 2、契約の方法は、指名競争入札。
- 3、契約金額は、1千2百46万7千6百34円。
- 4、契約の相手方は、肝属郡南大隅町根占川南3304番地、
有限会社 浪瀬自動車整備工場、
代表取締役 浪瀬仁でございます。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番（水谷俊一君）

今回このスクールバス2台ということなんですが、これを一括して入札された理由を伺います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

教育振興課長（上大川秋広君）

車種、様式全部一緒でございましたので、一括して国庫事業でございましたので入札をして行っております。

6番（水谷俊一君）

1台ずつ別々に入札するというのは、もう不可能だったということですか。

教育振興課長（上大川秋広君）

当初から24人乗りの2台ということで考えておりまして、分ける計画ではございませんでした。

6番（水谷俊一君）

1台6百万、7百万ぐらいという購入金額になろうかと思うんですが、町内業者多々ある中で、できればこれは分散して発注すべきではなかったんだろうかなという、入札すべきではなかったんだろうかなというふうに私としては考えます。

何かそこに補助金等の絡みがあって出来ない部分があれば仕方ないんですが、今後はそういう形でもし出来るのなら入札を行っていただければというふうに考えます。

以上です。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号 スクールバス購入契約の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号 スクールバス購入契約の締結について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

休憩します。

13 : 20
～
13 : 20

（ 浪瀬 敦郎 君 入場 ）

▼日程第 6 議案第 39 号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 議案第 39 号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第 39 号は、南大隅町建設計画の変更について議決を求める件についてであります。

本件は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債の活用に必要な建設計画の期間延長が可能となりましたので、南大隅町建設計画について、所要の変更を行うものであります。

主な変更内容といたしましては、別表にありますとおり、合併後おおむね 15 年を合併後おおむね 20 年に変更し、財政計画についても期間延長に合わせて加筆、修正したものでございます。

なお、本件につきましては、県関係機関と協議済みであることを申し添えます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

- ▼日程第 7 議案第 40 号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例制定の件
- ▼日程第 8 議案第 41 号 南大隅町水道事業給水条例制定の件
- ▼日程第 9 議案第 42 号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件
- ▼日程第 10 議案第 43 号 南大隅町簡易水道事業の上水道事業移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 7 議案第 40 号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例制定の件から、議案第 43 号 南大隅町簡易水道事業の上水道事業移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件まで、以上 4 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第 40 号から 43 号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

南大隅町簡易水道事業を令和 2 年度から地方公営企業法の適用する上水道事業へ移行するための条例を新たに制定するとともに、関係条例の一部を改廃するものであります。

議案第 40 号は、地方公営企業法第 4 条の規定に基づき、生活用水その他の浄水を南大隅町民に供給するための必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第 41 号は、南大隅町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の給水条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第 42 号は、地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものであります。

次に、議案第 43 号は、上水道事業移行に伴う規定を整備するため、南大隅町課設置条例、南大隅町情報公開条例など、関係する条例 11 本を一括して改廃するものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

4 件、一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第 40 号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例制定の件に討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 41 号 南大隅町水道事業給水条例制定の件に討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 41 号 南大隅町水道事業給水条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号 南大隅町水道事業給水条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 42 号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件に討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 42 号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号 南大隅町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 43 号 南大隅町簡易水道事業の上水道事業移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件に討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 43 号 南大隅町簡易水道事業の上水道事業移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号 南大隅町簡易水道事業の上水道事業移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼日程第 1 1 議案第 4 4 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 7 号）について
- ▼日程第 1 2 議案第 4 5 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼日程第 1 3 議案第 4 6 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼日程第 1 4 議案第 4 7 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼日程第 1 5 議案第 4 8 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼日程第 1 6 議案第 4 9 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 11 議案第 44 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 16 議案第 49 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、以上 6 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 44 号から 49 号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 44 号は、令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 7 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 千 7 百 89 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 5 千 6 百 51 万 7 千円とするものであります。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に「地方公共交通特別対策事業運行費補助金」、「定住促進住宅取得資金補助金」、「地域振興施設補助金」、「減債基金積立金」、「豚コレラ侵入防止緊急対策事業」等の計上及び人件費の調整を行い、歳入予算では、所要の財源として、地方交付税、繰入金、繰越金等を計上したものであります。

また、「第 2 表 債務負担行為補正」において、庁舎警備委託等、令和 2 年度の業務委託料等の追加及び変更を計上し、「第 3 表 地方債補正」においては、限度額の変更を行っております。

次に、議案第 45 号は、令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2

号) についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2百8万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6千9百8万5千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、電算システム改修委託料、システム改修負担金、保険給付費等の精算に係る償還金等を計上し、歳入予算では、国庫支出金、繰入金、繰越金の調整を計上したものであります。

次に、議案第46号は、令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2百25万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8百77万2千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、人件費、消費税の調整及び修繕料、基金積立金等を計上し、歳入予算では、繰入金、繰越金等の調整を計上したものであります。

また、「第2表 債務負担行為」において、水質検査業務委託等、令和2年度業務を計上し、「第3表 地方債補正」においては、限度額の変更を行なっております。

次に、議案第47号は、令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2百97万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千3百66万5千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、施設管理費、医業費に係る経費の調整を行い、歳入予算では、繰入金の調整を計上したものであります。

次に、議案第48号は、令和元年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ17万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千8百38万2千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、介護報酬改定等システム改修負担金及び備品購入費の調整を行い、歳入予算では、国庫支出金、繰入金等の調整を計上したものであります。

次に、議案第49号は、令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千3百21万7千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、広域連合納付金を減額計上し、歳入予算では、繰入金を調整したものであります。

詳細は、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

総務課長(相羽康徳君)

それでは、議案第44号 一般会計補正予算(第7号)についてご説明いたします。まず1ページでございます。

議案第44号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算(第7号)

令和元年度南大隅町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千7百89万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5千6百51万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

まず、追加12件につきましては、令和2年度に入りすぐに業務を始める必要等があることから、限度額を設定するものでございます。

次に変更でございますが、町老人福祉センター管理委託料の限度額7百5万5千円を、7百51万6千円に変更するものでございます。

次に、第3表 地方債補正であります。

合併特例事業の限度額5億1千6百70万円を5億2千3百万円に、農業振興事業の限度額2千5百30万円を2千90万円に、臨時財政対策債の限度額1億2千万円を1億7百94万7千円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

9ページをお願いします。

歳入でございますが、8款 国有提供施設等所在市町村助成交付金66万3千円、及び、9款 地方特例交付金1百24万4千円につきましては、それぞれ交付額確定による調整でございます。

10款 地方交付税につきましては、今回の補正財源の調整として、普通交付税6百36万7千円を計上しております。

下段の14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金から、10ページ下段の15款 県支出金、3項 委託金、1目 総務費委託金までは、国県支出金の確定等による調整でございます。

11ページをお願いします。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、4目 ふるさとおこし基金繰入金5百30万円につきましては、今回補正する3事業へ充当する特定財源として繰り入れるものでございます。

19款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金に、前年度繰越金1億1千6百95万9千円、21款 町債、1項 町債は、今回補正予算の財源として事業ごとに計上したものでございます。

次に歳出でございますが、13ページをお願いします。

まず、1款 議会費以降、各費目において人件費の調整を計上しております。

14ページをお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、7目 自治振興費に地域振興施設補助金5百万円の追加、12目 諸費に過年度分国県補助金の精算償還金等として、23節 償還金利子及び割引料3百87万円、14目 減債基金費1億4千6百95万9千円は、前年度繰越金の2分の1以上を積み立てるものでございます。

18ページをお願いします。

5款 農林水産業費、1項 農業費、6目 畜産業費に豚コレラ侵入防止緊急対策事業補助金1千96万円。

19ページをお願いします。

7款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費に空き家等解体除去事業補助金の

追加分として1百20万円を計上しております。

以上、よろしくご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

町民保健課長（川元俊朗君）

それでは、次に、議案第45号の令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第45号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百8万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6千9百8万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第8目 社・税制度システム整備費補助金（オンライン）、第1節については、確定による減額ということになります。

下段の第10款 繰越金、第1目 療養給付費等交付金繰越金2千4百98万4千円を計上したことによりまして、その上の方、第9款 繰入金、第1目 基金繰入金を減額調整したところでございます。

次に、7ページでございます。歳出です。

第1款 総務費、第1目 一般管理費につきましては、歳入でありました社・税制度システム確定による減額でございます。

下段の11款 諸支出金につきましては、平成30年度分保険給付費等交付金決定による償還金分となっております。

以上、ご審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（大村明雄君）

今から発言される方は、マイクを意識して発言して下さい。

建設課長（下園敬二君）

次に、議案第46号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第46号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2百25万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8百77万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為3件ございます。

水質検査業務委託、水道施設電気設備保守管理業務委託、佐多地区水道施設管理業務委託、以上3件でございます。

第3表 地方債補正

補正前の限度額4千5百60万円。補正後の限度額5千4百70万円。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

7ページをお願いいたします。

6款 繰越金、1項、1目、1節の前年度繰越金につきましては、平成30年度決算により確定いたしました前年度繰越金8百59万9千円を計上し、7款 諸収入、2項、1目、1節の雑入6百27万4千円は公有建物災害共済金等を計上したものでございます。

8款 町債、1項、1目、1節の簡易水道事業債につきましては、公営企業会計の移行に係る地方財政措置の適用拡大により9百10万円を計上したものでございます。

返りまして、5款 繰入金、1項、1目、1節の一般会計繰入金2千6百22万6千円の減額につきましては、これらの財源調整を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出です。

1款 総務費、1項 総務管理費、2目 簡易水道管理費の11節 需用費の4百万円は、漏水修理、電気設備等の修繕に備えたものでございます。

2款 基金積立金、1項、1目、25節の積立金につきましては、平成30年度決算により繰り越しとなった2分の1を積み立てるものでございます。

以上、ご審議ご決定くださるようよろしくお願い申し上げます。

支所長（新保哲郎君）

次に、議案第47号 令和元年度診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第47号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百97万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千3百66万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いいたします。

3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金に今回の補正予算の財源調整として2百97万9千円を計上いたしました。

次に、7ページをお願いいたします。

主なものとしまして、1款 総務費、1項 施設管理費、2目 佐多診療所一般管理費の7節 賃金56万6千円、4目 郡診療所一般管理費、19節 負担金補助及び交付金の負担金1百71万円など予算計上をしております。

以上、よろしくご審議、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

介護福祉課長（下園ひとみ君）

それでは、議案第 48 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第 48 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 3 千 8 百 38 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお開きください。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、19 節 負担金補助及び交付金 11 万円につきましては、消費税増税に伴いますシステム改修費の増額となります。

3 項 介護認定審査会費、1 目 認定調査等費、18 節 備品購入費 28 万 3 千円の減額につきましては、認定調査用の公用車購入の執行残の減額となります。

なお、歳入につきましては、1 項 一般会計繰入金、1 節 事務費繰入金を減額計上しております。

以上、よろしくお願いいたします。

町民保健課長（川元俊朗君）

それでは、次に、令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

議案第 49 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 23 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 3 百 21 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第 7 ページをお開きください。歳出でございます。

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、第 1 目、同じく、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。負担金、補助及び交付金の中の広域連合への保険基盤安定分担金 23 万 3 千円を減額いたしまして、合わせて 6 ページの歳入の第 3 款 繰入金を調整したものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。
12月20日は、午前10時から本会議を開きます。
12月17日は、常任委員会となっております。
本日は、これで散会します。

散 会 : 令和元年 12月 13日 午後 2時 55分